

令和7年度特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表
女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： あわら市

令和8年7月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0 %
全職員	81.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4 %
本庁課長相当職	95.0 %
本庁課長補佐相当職	99.4 %
本庁係長相当職	100.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.5 %
31～35年	98.1 %
26～30年	91.4 %
21～25年	92.4 %
16～20年	85.1 %
11～15年	93.2 %
6～10年	97.9 %
1～5年	98.8 %

【説明欄】

- ・職員数について、短時間勤務等の職員は勤務時間を常勤の勤務時間で除して換算している。
- ・全職員に係る情報のうち、全職員の給与の差異については、職員の40.4%を占める任期の定めのない常勤職員以外の男女の割合が男性29.1%、女性70.9%と女性が多いことによる。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち、扶養手当は男性に支給している割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.5%である。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	27.9 %

【説明欄】

・男性職員のうち管理的地位にある職員が占める割合は 18.9%、女性職員のうち管理的地位にある職員が占める割合は 7.1%である。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	21.4 %
本庁課長相当職	31.0 %
本庁課長補佐相当職	45.5 %
本庁係長相当職	47.1 %

【説明欄】

・勤続年数別では 36 年以上の女性職員は 61.9%、31～35 年が 37.0%、26～30 年が 46.7%、21～25 年が 62.5%、16～20 年が 36.0%、11～15 年が 40.0%、6～10 年が 61.5%、1～5 年が 55.9%、1 年未満が 40.9%を占めている。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	57.1 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
2週間以上1月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
1月超3月以下	25.0 %	0 %	0 %	0 %
3月超6月以下	75.0 %	0 %	0 %	0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	0 %	50.0 %
9月超12月以下	0 %	18.2 %	0 %	50.0 %
12月超24月以下	0 %	18.2 %	0 %	0 %
24月超	0 %	63.6 %	—	—

【説明欄】

- ・ —は対象者がいないことを示している。
- ・ 過去3年間の育児休業取得率は令和4年度で男性職員が75.0%、女性職員が100%、令和5年度で男性職員が66.7%、女性職員が100.0%、令和6年度で男性職員が87.5%、女性職員が100%である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度 (月平均)	令和7年度 (年平均)
内部部局等	9.1 時間/月	109.6 時間/年
内部部局等以外	1.4 時間/月	17.1 時間/年
合計	6.6 時間/月	79.7 時間/年

【説明欄】

・男女別に分けると内部部局等の男性職員が10.9時間/月、女性職員が7.1時間/月、内部部局等以外で男性職員が2.1時間/月、女性職員が1.2時間/月である。

VI 採用者に占める女性の割合

令和8年4月1日付けで採用された女性職員の割合

区分	令和8年度
男性	50 %
女性	50 %

VII 男女の平均勤続勤務年数の差異

区分	男性	女性	差
一般行政職	14.0 年	13.5 年	0.5 年
技能労務職	21.2 年	6.4 年	14.8 年

【説明欄】

・任期付職員及び再任用職員を除いている。
・技能労務職の男女の差が大きいのは、女性の勤続年数が長い職員が再任用職員に任用替になったことと令和7年度に複数名の女性の技能労務職員を採用したことにより平均勤続年数を下げたためである。

VIII 年次休暇取得率

令和7年中に取得した平均年次休暇取得日数

区分	令和7年度
年次休暇取得日数	10.7 日